

## はしがき

本年六月五日、「消費者庁及び消費者委員会設置法」等、消費者庁設置関連三法が公布されました。

消費者保護行政に関する法令は一八〇〇本ともいわれていますが、消費者庁設置に伴い、消費者行政で重要な位置を占めている二九本の法律が、消費者庁の個別作用法として消費者庁に移管又は消費者庁と他の省庁との共管となることが決まりました。

本書は消費者庁設置を機に、右法律に「消費者庁及び消費者委員会設置法」、「消費者安全法」と、消費者行政分野の行政行為・行政処分等に伴う消費者救済に関する法律を全一冊のハンデいな条文集としてまとめたものです。

個別作用法は「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」によって改正されていますが、本書は、この改正を現在の条文にとけ込ませ、消費者庁が設立された時点で実際に通用する条文をいち早く利用者のみなさまにお届けすることを目的として刊行いたしました。

改正内容については、細心の注意を払い編集いたしておりますが、利用の便についてはより多くの方々のご鞭撻を賜りながら今後も向上させてゆきたいと考えています。

本書が利用者みなさまの実務の一助となりますれば幸いです。

平成二十一年七月

第一法規株式会社 編集部

# I 消費者庁設置関連三法

## ◆消費者庁及び消費者委員会設置法

(平成二十一年六月五日)  
(法律第四十八号)

目次

### 第一章 総則(第一条)

#### 第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

##### 第一節 消費者庁の設置(第二条)

##### 第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三条、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百)

##### 第三章 消費者委員会(第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百)

### 第一章 総則

(趣旨)

**第一条** この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

### 第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

#### 第一節 消費者庁の設置

(設置)

**第二条** 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

**2** 消費者庁の長は、消費者庁長官(以下「長官」という。)とする。

#### 第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

(任務)

**第三条** 消費者庁は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができ、消費者が安心して向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

#### 第四節 (所掌事務)

**第四条** 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百)をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の規定による消費者安全の確保に関すること。

五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による宅地建物取引業者の相手方等(同法第三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百)の利益の保護に関すること。

六 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

七 割賦販売法(昭和三十六年法律第一百五十九号)の規定による購入者等(同法第一条第一項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三章第二節の規定による重大製品事故に関する

措置に関すること。

九 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十三号)の規定による預託者の利益の保護に関すること。

十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

十三 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十一条第一項に規定する基本事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律百三十四号)第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示(第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という。)の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

十五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準に関すること。

十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十条(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具

## II 消費者庁関係個別作用法

### ◆表示◆

### ◆不当商品類及び不当表示防止法

(昭和二十七年五月十五日)  
法律第百三十四号

#### (目的)

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な商品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第二十条において同じ。）の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含むものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による

二以上の事業者の結合体

3 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

#### (景品類の制限及び禁止)

**第三条** 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

#### (不当な表示の禁止)

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であ

つて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価額その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認め、内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

#### (公聴会等及び告示)

**第五条** 内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

(措置命令)

## ◆ 取 引 ◆

## ◆ 消費者契約法

(平成十二年五月十二日)  
(法律第六十一号)

## 目次

## 第一章 総則(第一条―第三条)

## 第二章 消費者契約

## 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第四条―第七条)

## 第二節 消費者契約の条項の無効(第八条―第十条)

## 第三節 補則(第十一条)

## 第三章 差止請求

## 第一節 差止請求権(第十二条・第十二条の二)

## 第二節 適格消費者団体

## 第一款 適格消費者団体の認定等(第十三条―第十二条)

## 第二款 差止請求関係業務等(第二十三条―第二十九条)

## 第三款 監督(第三十条―第三十五条)

## 第四款 補則(第三十六条―第四十条)

## 第五款 訴訟手続等の特例(第四十一条―第四十七条)

## 第六章 罰則(第四十九条―第五十三条)

## 附則(略)

## 第一章 総則

## (目的)

## 第一条

## この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする。と、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとする。により、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

## 第二条

## この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

## 第三条

## この法律(第四十三条第二項第二号を除く。)において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

## 第四条

## 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

## 重要事項について事実と異なることを告げること。

## 当該告げられた内容が事実であることを告げること。

## 商品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。

## 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

## 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実、当該告知により当該事実が存在しないことと消費者が通常考へるべきものに限り、を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

## ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げ

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

## 第二章 消費者契約

## 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

## 第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。

二 当該告げられた内容が事実であることを告げること。

商品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。

当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実、当該告知により当該事実が存在しないことと消費者が通常考へるべきものに限り、を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げ

るに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実、当該告知により当該事実が存在しないことと消費者が通常考へるべきものに限り、を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げ

るに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実、当該告知により当該事実が存在しないことと消費者が通常考へるべきものに限り、を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げ

るに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実、当該告知により当該事実が存在しないことと消費者が通常考へるべきものに限り、を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

## ◆業法◆

## ◆貸金業法

(昭和五十八年五月十三日)  
法律第三十二号)

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 貸金業者	
第一節 登録(第三条・第十二条)	
第二節 業務(第十二条の二―第二十四条の六)	
第三節 監督(第二十四条の六の二―第二十四条の六の十二)	
第二章の二 貸金業務取扱主任者制度(第二十四条の七―第二十四条の五)	
第三章 貸金業協会	
第一節 設立及び業務(第二十五条―第三十六条)	
第二節 協会員(第三十七条・第三十八条)	
第三節 管理(第三十九条―第四十一条の二)	
第四節 監督(第四十一条の三―第四十一条の六)	
第五節 雑則(第四十一条の七―第四十一条の十二)	
第三章の二 指定信用情報機関	
第一節 通則(第四十一条の十三―第四十一条の十六)	
第二節 業務(第四十一条の十七―第四十一条の二十)	
第三節 監督(第四十一条の二十七―第四十一条の三十四)	
第四節 加入貸金業者(第四十一条の三十五―第四十一条の三十八)	
第四章 雑則(第四十二条―第四十六条)	
第五章 罰則(第四十七条―第五十二条)	
附則(略)	

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して単に「貸付け」という。で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
  - 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
  - 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
  - 四 事業者がその従業者に対して行うもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者が政令で定めるものが行うもの
- 2** この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者を用いる。
- 3** この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。
- 4** この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。
- 5** この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証

人をいう。

**6** この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債務者等をいう。

**7** この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。

**8** この法律において「極度方式貸付け」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。

**9** この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。

**10** この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。

**11** この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができな方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

**12** この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

**13** この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金返済能力に関する情報をいう。

**14** この法律において「個人情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。)に係る第四十一条の三五第一項各号に掲げる事項をいう。

**15** この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

### III 消費者救済法

#### ◆裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

(平成十六年十二月一日  
法律第百五十一号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証(第五条—第十三条)

第二節 認証紛争解決事業者の業務(第十四条—第十九条)

第三節 報告等(第二十条—第二十四条)

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例(第二十五条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十一条)

第五章 罰則(第三十二条—第三十四条)

附則(略)

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本原理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等によ

り、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。
- 二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。
- 三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。
- 四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

(基本原理等)

**第三条** 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

**2** 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本原理念のつとめ、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(国等の責務)

**第四条** 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続

についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

**2** 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証

(民間紛争解決手続の業務の認証)

**第五条** 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものを含む)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

(認証の基準)

**第六条** 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。

二 手続の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申